

平成30年度 【 学園研究費助成金< B > 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ ナカオ イクヤ
氏名 仲尾 育哉

研究期間 平成30年度

研究課題名 国際人権法の国内適用についての基礎的研究

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	仲尾 育哉	現代マネジメント学部	講師
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200字～300字程度で記述)

国際法を国内法として一般的に受容する方式を採る日本において、人権条約の多くの規定も国内法としての効力を有するのであり、国際人権法（多くは人権条約を法源とする）は、国内裁判において、行政を統制する規範として作用する。ところが、実際には国内裁判において国際人権法が適用されることはほとんどない。それは、実務における国際人権法の無理解とともに、国際人権法の国内適用についてのこれまでの研究の進展が十分ではないことに起因する。

そこで本研究は、国際的な先例、諸外国の実状等の分析を通して、国際人権法の規範内容を明らかにし、さらに、それを国内裁判において適用する場合の問題を究明した上で、日本の裁判における国際人権法の活用につき、その適用のための新たな理論的な枠組みを提示することを目的とした。

2. 研究方法等 (300字程度で記述)

本研究は、広範な国際人権法の分野のうち外国人の出入国の問題（特に自由権規約12条4項の「自国に戻る権利（The right to enter one's own country）」）に焦点を絞った。

研究の方法としては、第一に、国連の人権委員会の報告、意見、各人権条約の条約実施機関の個人通報に関する見解、ヨーロッパ人権裁判所における判例などの国際的な実行を調査し、国際人権法の規範内容を明らかにし、第二に、これら国際的な人権規範と日本の裁判において適用される人権規範との間で比較法的な分析を行った。第三に、諸外国（特にヨーロッパ、アメリカ）における国際人権法の国内適用の実例を調査し、国内裁判における国際人権法の活用につき、日本との間で制度や理論状況における比較、分析を行った。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

日本の国内判例において、自由権規約12条4項が保障する「自国に戻る権利」の「自国」とは国籍国であると解され、例えば、外国人は「永住者」においてさえ、一旦出国すれば、在留国に戻る権利は保障されていないとされてきた。

これに対して、本研究において、近年の自由権規約委員会の一般的意見27や個人通報の対する見解 (Nystorm v Australia No.1959/2010、Warsame v Canada No.1557/2007 など) を調査、分析したところ、自由権規約委員会は、「自国」とは国籍国であると解しておらず、在留期間、家族の存在、言語など外国人と在留国との“つながり”を実態的に把握した上で、その外国人の在留国が「自国」に該当するかを判断していることが明らかになった。外国人であっても、その在留の実態によっては、在留国に戻る権利が保障される場合があるとされている。さらに、EU諸国においても、「自国」を自由権規約委員会と同じように解釈する傾向にあることが明らかになった。

このように本研究において、「自国に戻る権利」の「自国」の解釈、さらには外国人の捉え方に関して、日本の国内判例と国際的な実行において差異があることを明らかにすることができた。しかしながら、本研究においては諸外国（特にヨーロッパ、アメリカ）における国際人権法の国内適用の問題について積み残しているもので、今後はさらに、諸外国（特にヨーロッパ、アメリカ）の国内裁判所での自由権規約12条4項の国内適用の事例を調査・分析し、日本における場合の間で比較的な分析を行っていきたい。

4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

①国際人権法	②外国人の人権	③自由権規約	④自国に戻る権利
⑤国内適用	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著書名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。)

今後、本研究の成果を本学紀要等に論文として発表することを目指している。